

## 債券に関する有価証券上場規程の特例

### ( 目 的 )

第1条 本特例は、債券（転換社債型新株予約権付社債券（業務規程第2条第1項第2号に定める転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）及びJASDAQに上場する株券の発行者の発行する債券を除く。以下同じ。）の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 本特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

### ( 上場申請 )

第2条 債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 本所所定の様式による有価証券上場申請書
- (2) 当該債券の発行に係る信託証書、発行契約書及び社債管理委託契約書その他本所が必要と認める書類又はこれらに類する書類の各写
- (3) 定款又はこれに類するもの。ただし、本所の上場有価証券の発行者、日本の地方公共団体、外国及び外国の地方公共団体については、提出を要しない。
- (4) 上場申請銘柄の幹事である本所の現物取引参加者が作成した本所所定の推薦書。ただし、債券の上場申請をしようとする者が外国及び外国法人以外の者である場合には、提出を要しない。
- (5) 本所所定の上場申請に係る宣誓書。ただし、上場会社及び上場債券の発行者については、提出を要しない。
- (6) 本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書。ただし、上場会社及び上場債券の発行者については、提出を要しない。

2 債券の上場を申請しようとする者が、次の各号に該当する者の場合は、前項各号に掲げる書類のほか、当該各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項第3号に定める債券の発行者

最近3事業年度の経理の状況を記載した書類。ただし、本所の上場有価証券の発行者である場合には、提出を要しない。

(2) 法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、同項第1号から第3号までに掲げるものの性質を有する債券（以下「外国国債証券等」という。）の発行者（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第2条の11に定める債券の発行者を除く。）

本所が定める発行者概況書

(3) 施行令第2条の11に定める債券の発行者

a 日本国政府の発行同意書の写

b 設立協定書の写。ただし、本所の上場債券の発行者である場合には、提出を要しない。

c 最近3事業年度の経理の状況を記載した書類。ただし、本所の上場債券の発行者である場合には、提出を要しない。

3 上場申請銘柄が、第4条第2項第1号（新設合併に係る部分に限る。）又は第2号（新設分割に係る部分に限る。）に該当する場合には、その発行者の設立前においても、同項第1号又は第2号に規定する新設合併又は新設分割に係る当該発行者の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該発行者が行うものとする。

4 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提

出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、上場債券の発行者が発行する債券であって、上場銘柄と同一の内容のもののうち本所が定めるものについて上場を申請しようとする場合は、本所所定の様式による有価証券上場申請書を提出するものとする。

### 第3条 削除

#### (社債券の上場審査基準)

第4条 社債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下同じ。)の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 上場申請銘柄の発行者が上場会社であること。
- (2) 上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。
  - a 未償還額面総額が10億円以上であること。
  - b 消化件数が1,000件と同程度以上であること。
  - c 額面金額が、100万円又は1,000万円のいずれかであること。
  - d 指定振替機関(本所が指定する振替機関(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。

2 次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、前項第2号の規定を適用しないものとする。ただし、第7条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであることを要するものとする。

- (1) 上場申請銘柄が、その発行者が他の会社に吸収合併される又は新設合併を行うことにより本所において上場廃止されるものである場合

(2) 上場申請銘柄が，その発行者が新設分割又は吸収分割により当該上場申請銘柄に係る債務を他の会社に承継させることにより本所において上場廃止されるものである場合

(社債券以外の債券の上場)

第5条 社債券以外の債券については，本所が必要と認める銘柄につき，前条第2号に掲げる基準を勘案して上場を決定する。

2 前項の債券のうち，外国国債証券等（施行令第2条の11に定める債券を除く。）については，同項に定めるほか，当該債券の発行者の概況を勘案するものとする。

(同一内容の債券の上場)

第5条の2 前2条の規定にかかわらず，第2条第5項の規定により上場申請のあった債券については，原則として上場を承認するものとする。

(上場契約)

第5条の3 本所が債券を上場する場合には，当該上場申請に係る債券の発行者は，本所所定の債券上場契約書を提出するものとする。ただし，本所の上場債券の発行者が他の債券の上場を申請する場合には，提出を要しない。

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第6条 上場外国国債証券等（施行令第2条の11に定める債券を除く。）の発行者は，第2条第2項第2号又は債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い1(2)の2の規定により提出した発行者概況書を，本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第6条の2 上場債券(法第3条に定める有価証券を除く。)の発行者(上場会社を除く。)は、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者がその提出時点において当該有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書に不実の記載がないことを認識している旨及びその理由を記載した書面(法第24条の4の2第2項(法第24条の4の8第1項又は法第24条の5の2第1項による場合を含む。)の規定により、同項に定める確認書を提出している場合にあっては、当該確認書の写し)を遅滞なく本所に提出するものとする。この場合において、当該上場債券の発行者は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(社債券の上場廃止基準)

第7条 上場社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

(1) 債券上場契約について重大な違反を行った場合、第2条第1項第5号の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は債券上場契約の当事者でなくなることとなつた場合

(2) 発行する株券が、本所の株券上場廃止基準第2条第1項第6号から第12号まで(同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)若しくは第19号のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、次のaからcまでのいずれかに該当した状態となつたと本所が認めた場合

a 株券上場廃止基準第2条第1項第6号から第9号まで(同基準第7号にあっては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。)

又は第11号 a のいずれかに該当した場合

- b 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合（当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第2条第1項第10号に規定する場合）
- c 上場債券の発行者の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、発行者の責めに帰すべからざる事由による者である場合を除く。）が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認める場合（当該発行者が四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社であるときは、株券上場廃止基準第2条第1項第11号bに規定する場合）

2 社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

- (1) 最終償還期限の到来の日の1か月前までに未償還額面総額が3億円未満となった場合
- (2) 最終償還期限が到来する場合
- (3) 上場社債券の発行者が、当該銘柄について期限の利益を喪失した場合

- (4) 吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が他の会社に承継される場合
  - (5) 指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
  - (6) 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合
- 3 当該銘柄の上場廃止が決定された場合における上場廃止日の取扱いは、本所が定めるところによる。

(社債券以外の債券の上場廃止)

- 第8条 社債券以外の債券(国債証券を除く。)の発行者が前条第1項第1号に該当する場合又は株券上場廃止基準第2条第1項第10号若しくは第11号に該当する場合又は事業活動の停止、解散若しくはこれと同等の状態であると本所が認める場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。
- 2 社債券以外の債券の上場銘柄が前条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

- 第9条 上場債券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場債券を監理銘柄に指定することができる。
- 2 上場債券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場債券を整理銘柄に指定することができる。
- 3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

( 特設注意市場銘柄の指定及び解除 )

第10条 上場債券の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄に指定されている場合には、本所は、当該上場債券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

2 前項の場合において、本所は、当該上場債券の発行者の発行する上場株券が特設注意市場銘柄から解除された場合には、当該上場債券についてもその指定の解除を行う。

付 則

第1条 本特例中第1章および第2章の規定は昭和41年2月3日から、  
その他の規定は昭和41年2月7日から施行する。

第2条 本特例の第1章および第2章の施行の際、現に上場されている  
債券の上場銘柄は、本特例によって上場されたものとみなす。

第3条 削 除

第4条 本特例中、該当規定の施行日前に成立した売買取引の決済については、なお従前の例による。

付 則

本特例は、昭和41年10月1日から施行する。

付 則

第1条 本特例は、昭和42年1月20日から施行する。

第2条 (省 略)

付 則

本特例は、昭和42年10月2日から施行する。

付 則

本特例は、昭和43年4月26日から施行する。

付 則

本特例は、昭和45年3月31日から施行する。

## 付 則

本特例は、昭和45年5月1日から施行する。

## 付 則

本特例は、昭和46年10月1日から施行する。

## 付 則

第1条 本特例は、昭和46年11月1日から施行する。

第2条 本特例施行の際、現に沖縄において証券業者の登録を受けてい  
る者は、沖縄の復帰後、証券業協会に所属する場合には、第15条第2  
号aの規定による証券会社とみなす。

## 付 則

本特例は、昭和47年3月1日から施行する。

## 付 則

本特例は、昭和47年4月10日から施行する。

## 付 則

本特例は、昭和47年7月1日から施行する。

## 付 則

本特例は、昭和47年10月2日から施行する。

## 付 則

第1条 本特例は、昭和48年3月19日から施行する。

第2条 削 除

## 付 則

本特例は、昭和48年5月14日から施行する。

## 付 則

本特例は、昭和49年10月1日から施行する。

## 付 則

本特例は、昭和50年4月1日から施行する。

## 付 則

本特例は、昭和50年11月4日から施行する。

付 則

本特例は、昭和51年6月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和51年7月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和52年3月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和52年10月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和54年4月2日から施行する。

付 則

本特例は、昭和55年10月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和57年2月12日から施行する。

付 則

本特例は、昭和57年5月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和58年8月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和58年11月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和61年8月1日から施行する。

## 付 則

本特例は、昭和62年10月5日から施行する。

## 付 則

本特例は、昭和64年2月1日から施行する。

## 付 則

本特例は、平成元年4月1日から施行し、同日以後の徴収分について適用する。

## 付 則

本特例は、平成3年1月4日から施行する。

## 付 則

本特例は、平成4年4月20日から施行する。

## 付 則

本特例は、平成5年4月1日から施行する。

## 付 則

1 本特例は、平成7年1月1日から施行する。

2 平成5年10月1日前に発行の決議があった債券の上場を申請しようとする場合には、改正後の第2条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 付 則

本特例は、平成8年1月1日から施行する。

## 付 則

この特例は、平成10年12月1日から施行する。

## 付 則

この特例は、平成11年2月1日から施行する。

## 付 則

この特例は、平成11年9月1日から施行する。

## 付 則

この特例は、平成11年11月10日から施行する。

## 付 則

この特例は，平成13年4月1日から施行する。

## 付 則

- 1 この特例は，平成13年4月2日から施行する。
- 2 改正後の第8条第1項の規定は，平成13年3月末日以降に終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

## 付 則

この特例は，平成13年5月1日から施行する。

## 付 則

- 1 この特例は，平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は，新株予約権付社債とみなして，改正後の規定を適用する。

## 付 則

この特例は，平成15年1月1日から施行する。

## 付 則

この特例は，平成15年5月8日から施行する。

## 付 則

- 1 この特例は，平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は，この特例施行の日(以下「施行日」という。)以後に上場を申請する債券から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず，施行日において現に上場債券(国債証券を除く。)の発行者である者(上場会社を除く。)は，第2条第1項第7号に規定する宣誓書及び添付書類を平成17年3月31日までに本所に提出するものとする。この場合において，当該発行者は，当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 改正後の第6条の3の規定は，施行日以後終了する事業年度又は中

間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

5 改正後の第8条第1項の規定(「若しくは第11号」を追加する部分に限る。)は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。

付 則

この特例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成18年1月10日から施行する。

付 則

この特例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

1 この特例は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条の3及び第7条第1項第2号の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し、施行日よりも前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この特例は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年12月30日から施行する。

## 付 則

- 1 この特例は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 改正前の第2条第1項第6号及び第6条の2の規定に基づき本所所定の適時開示に係る宣誓書を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を異動後直ちに提出するものとする。

## 付 則

この特例は、平成22年10月12日から施行する。

## 付 則

この特例は、平成24年4月1日から施行する。

## 付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。